

土木工事条件明示の手引き(案)

発注時に活用

背景・目的

適正で円滑な施工を可能とするため、関連する施工条件を設計図書に明示することとしているが、条件の考え方(表現、受け取り方)に相違が生じ、受発注者間で積算額に大きな差が生じるケースが見受けられること、さらに、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第7条第1項第5号の適切な施工条件の明示等の発注者責任を踏まえ改定。

条件明示の徹底のため、「土木工事条件明示の手引き(素案)」を平成16年4月に官民協働で作成し、必要に応じてフォローアップを図りながら活用し。

北陸地整HP http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/R0204_4tenset-jouken.pdf
令和3年4月改定 上記URLから全文ダウンロードできる

活用時期・方法

【発注者】

発注時: 手引き(案)を基にチェックリストを作成。
チェックリストを踏まえ、積算や設計図書(特記仕様書に必要事項を記載。

【受注者】

調査・測量時: チェックリストや整理フォーマット(様式)として活用。
条件変更等を検討する際の確認資料として活用。

効果

各種工事に対応できる基本的事項を掲載したチェックリストとして活用することにより以下の効果が期待される。

【発注者】

積算や設計図書作成に先立ち、予め現場の条件、環境、制約等を調査・確認する際の手引きとしてとしている。

積算担当者の現場条件確認も含め、事前調査・関係部署確認の効率化が図れる。
積算部署と監督部署が情報共有することにより、工事施工の円滑化に寄与。

【受注者】

現場条件の確認時の手引きとして活用。

現場調査・測量時のチェックリストや整理フォーマット(様式)として活用。

「条件変更等(契約書第18条)」の確認資料として活用。

施工途中での条件変更や新たに発生した条件への検討に活用。

「土木工事条件明示の手引き(案)」の活用と工事円滑化推進会議

発注者は、発注にあたり「土木工事条件明示の手引き(案)」を活用し、「工事円滑化推進会議」において「工事設計審査・施工条件検討部会」を行い、条件明示の徹底を図る。

【工事設計審査・施工条件検討部会】

目的

工事発注にあたり設計内容、仮設計画、関係機関協議、条件明示等の確認・検討

メンバー

副所長又は事務所官クラス、発注担当課長・係長・担当者、監督職員等

検討事項

- 1) 設計内容・地形地質状況・用地取得状況・協議関係の確認
(未了事項の処理期限の確認)
- 2) 仮設計画の確認・検討
- 3) 条件明示(特記仕様書)の確認・検討 等

チェックリスト例

2. 工程関係

各項目の○付数字には、条件明示のポイントを記載した。

明 示 事 項				特記該当項目	
1 影響を受ける他の工事		対象 有	対象 無		
① 先に発注された工事で、当該工事の工程が影響を受ける工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
② 後から発注される予定の工事で、当該工事の工程が影響を受ける工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
③ その他、関連して当該工事の工程が影響を受ける他の工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
他工事の名称	その発注者	影響を受ける箇所	影響を受ける期間	影響を受ける時間	
影響を受ける工事内容	具体的制約内容			備考	
2 自然的・社会的条件で制約を受ける施工の内容、時期、時間及び工法等		対象 有	対象 無		
① 交通規制や工事内容により、工事の施工期間又は時間帯に制約が生ずるか。 (観光シーズン期の施工中止や、交通渋滞等を回避するための夜間施工等の検討)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

(問い合わせ先 北陸地方整備局 企画部 技術管理課 TEL:025-280-8880)

土木工事設計図書の照査ガイドライン(案) 契約後に活用

背景・目的

受注者による「設計図書の照査」において、受発注者間の解釈の違いにより、実施者や責任の範囲の取扱いが工事毎に異なる場合も見受けられ、受注者側に過度の負担を強いているとの意見が寄せられたこと、さらに、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第7条発注者責任及び第8条受注者の責務を踏まえ改定。

「設計図書の照査」における基本的な考え方や範囲をできる限り明確にし、円滑な施工に資するため、平成18年3月に「土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)」を官民協働で作成し、必要に応じてフォローアップを図りながら活用。

北陸地整HP http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/R0204_4tenset-syousa.pdf

令和2年4月改定 上記URLから全文ダウンロードできる

活用時期・方法・効果

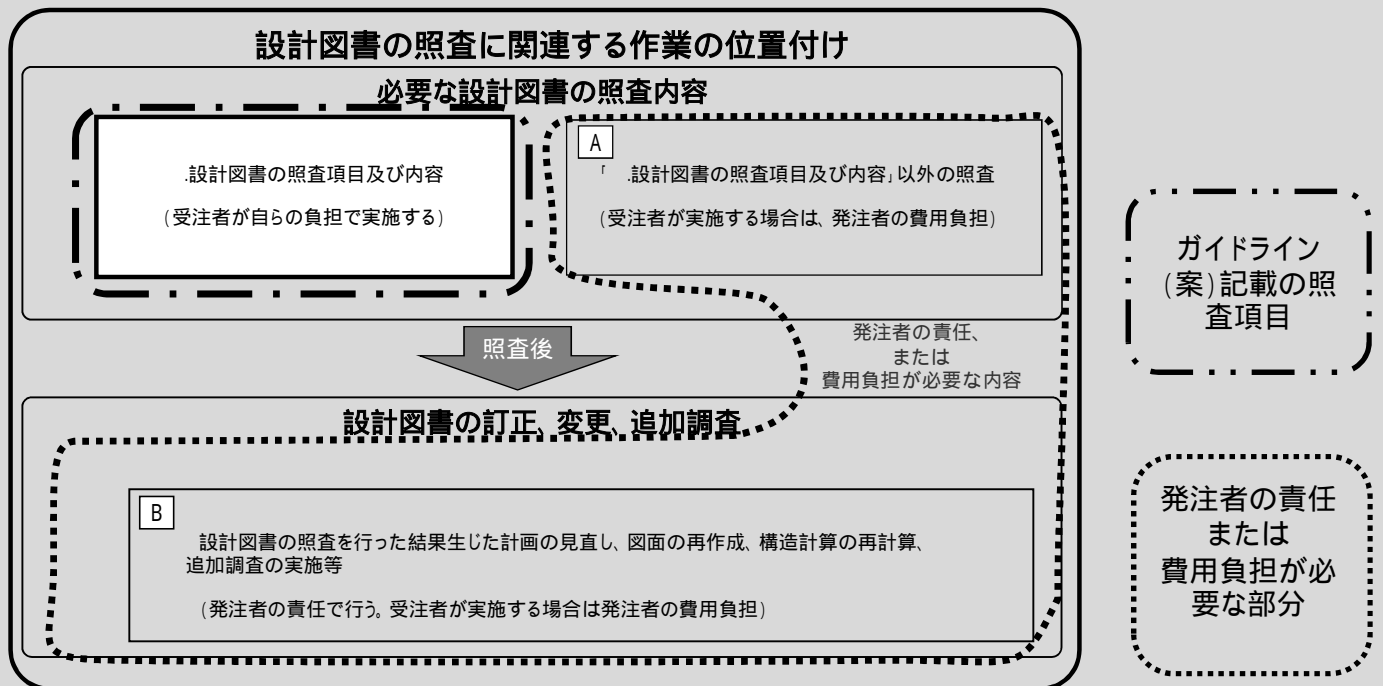
【発注者】

施工前、施工中:照査範囲を明確にし、円滑な施工に資することができる。

【受注者】

施工前、施工中:ガイドライン(案)に定められた項目に沿って照査チェックリストを作成し、打合せ簿に添付して監督職員へ報告する。

受注者が実施する「設計図書の照査」の位置付け



「土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)」の活用と工事円滑化推進会議

受発注者及び設計コンサルタントは「土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)」を活用し、「工事円滑化推進会議」における「照査結果検討部会」を行い、設計内容の課題・対応策を検討し、円滑な工事施工を図る。

【照査結果検討部会】

目的

設計図書の照査結果を受けて設計図書の疑義、齟齬、課題等の共有化と対応策の検討及び決定

メンバー

発注者：副所長又は事務所官クラス、発注担当課長・係長・担当者、監督職員

受注者：現場代理人、監理(主任)技術者等、専任補助者等

コンサル：設計コンサル、地質コンサル等(工事連携会議と兼ねても良い。)

検討事項

- 1) 設計内容や課題の共有化
- 2) 対応策の決定
- 3) 変更の取り扱い
- 4) その他

照査項目チェックリスト例

提出年月日: _____										
照査項目チェックリスト										
工事名: _____										
No.	項目	主要内容	照査対象		照査実施		備考			
			有	無	済	日付		有	無	
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1	「土木工事条件明示の手引き(案)」における明示事項に不足がないかの確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		1-2	「土木工事条件明示の手引き(案)」における明示事項と現場条件に相違がないかの確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	関連資料・貸与資料の確認	2-1	ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボイリングが起きない事を検討し確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2-2	ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2-3	浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(問い合わせ先 北陸地方整備局 企画部 技術管理課 TEL:025-280-8880)

工事の一時中止に係るガイドライン(案) 施工中に活用

(必要に応じて)

背景・目的

受注者の責に帰することができない事由等により施工ができなくなった場合、発注者において工事の一時中止を命じなければならないが、工事の一時中止指示に統一性を欠き、受注者の現場管理費等の増加や技術者の配置へ支障をきたすという意見が寄せられたこと、さらに、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第7条第1項第4号及び第5号の適切な工期の確保等の発注者責任を踏まえ改定。

一時中止にかかる判断、変更などの内容を掲載した「工事の一時中止に係るガイドライン(案)」を平成20年4月に官民協働で作成し、必要に応じてフォローアップを図りながら活用。

北陸地整HP http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/R0204_4tenset-stop.pdf

令和3年4月改定 上記URLから全文ダウンロードできる

活用時期・方法・効果

【発注者】

施工中: 工事の一時中止の範囲及び期間についてガイドライン(案)に基づき適正な対応を図ることができる。

【受注者】

施工中: 工事の一時中止を検討する際の発生事象や中止理由の検討に活用。

・ 工事を中止すべき場合 以下2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めたときは、一時中止することが出来る。

**工事用地等の確保ができない等
のため工事を施工できない**



発注者の義務である**工事用地等の確保が行われない**ため(工事請負契約書第16条) 施工できない場合
設計図書と実際の**施工条件の相違**
又は設計図書の不備が発見されたため(工事請負契約書第18条) 施工を続けることが不可能な場合・・・等

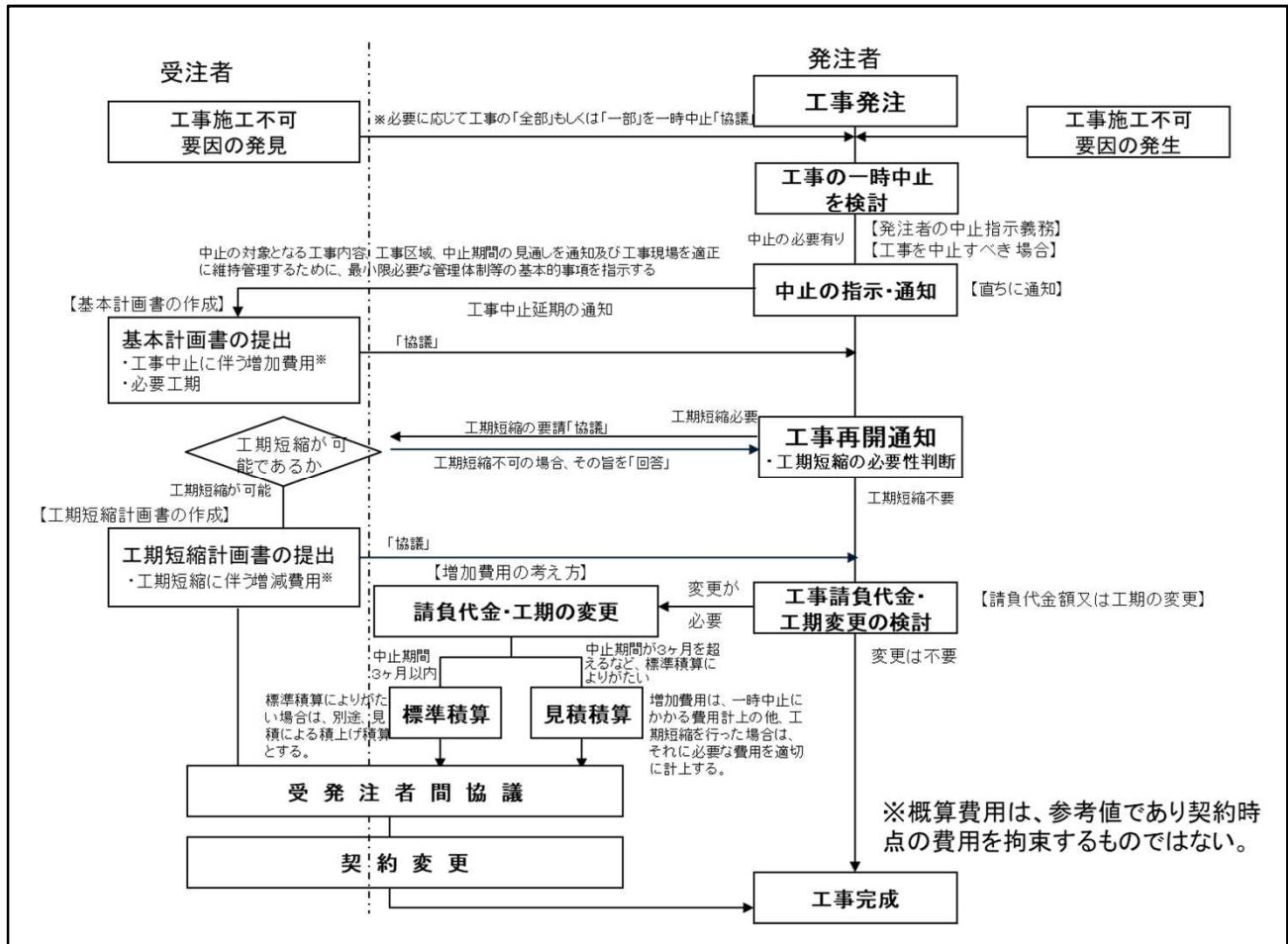
**自然的又は人為的な事象のため
工事を施工できない**



「自然的又は人為的な事象」は、**埋蔵文化財の発掘**又は**調査、反対運動等の妨害活動**も含まれる。
「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、**妨害活動**を行う者による**工事現場の占拠**や著しい**威嚇行為**も含まれる

工事の一時中止に係るフロー等

工事の一時中止に係る基本フロー(ガイドライン(案)より)



「工事の一時中止に係るガイドライン(案)」事例集

「工事の一時中止に係るガイドライン(案)」の理解を深めるため平成23年4月に官民協働で作成。北陸管内の工事において、中止に伴う「増加費用計上事例」及び「増加費用未計上事例」を掲載。平成24年2月改定

北陸地整HPから全事例ダウンロードできる http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/h2402_4tenset-stop_jirei.pdf

(問い合わせ先 北陸地方整備局 企画部 技術管理課 TEL:025-280-8880)

背景・目的

設計変更については、「受発注者間の費用計上等の相違」「任意仮設等の一式計上されている事項」「設計図書の脱漏又は表示が不明確な事例」が見受けられ、適正な変更契約や円滑な施工に支障をきたす等の意見があること、さらに、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第7条第1項第5号の適切な設計変更等の発注者責任を踏まえ改定。

変更作業の改善を図ることを目的に、受発注者双方が変更に関する課題や留意点を十分理解しておく必要があることから、それらを取りまとめた「土木工事設計変更ガイドライン(案)」を平成20年4月に官民協働で作成し、「変更に必要な資料の作成」等の責任範囲を明確化するなど必要に応じてフォローアップを図り活用。

北陸地整HP http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/R0204_4tenset-henkou.pdf
令和2年4月改定 上記URLから全文ダウンロードできる

活用時期・方法

【受発注者】

施工中：ガイドライン(案)を通して設計変更に関する課題や留意点を十分理解し、協議を行い、変更に必要な資料作成の責任範囲を含め、適正に変更手続きに活用できる。

効果

ガイドライン(案)は、「変更可能なケース」、「変更不可能なケース」、「変更手続きフロー」などを掲載し、設計変更の課題や留意点を理解する一助となる。

・設計変更が不可能なケース 尚、災害時等緊急の場合はこの限りではない
下記のような場合においては、原則として設計変更できない。

- 設計図書に明示なき事項において、**受発注者「協議」を行わず受注者独断で施工を実施した場合**
- 発注者と「協議」をしているが、**協議の回答がない時点で施工を実施した場合**
- **「承諾」で施工した場合(設計変更の対象とする旨の記載以外)**
- 契約書・共通仕様書に定められている**所定の手続きを経していない場合(契約書第18条～24条、共通仕様書1-1-1-13～1-1-1-15)**
- **正式な書面によらない事項(口頭のみ指示・協議等)の場合必ず書面でのやりとりを行うこと。**

「土木工事設計変更ガイドライン(案)」の活用と工事円滑化推進会議

受発注者は、「土木工事設計変更ガイドライン(案)」を活用し、「工事円滑化推進会議」における「設計変更等検討部会」を行う。

【設計変更等検討部会】

目的

工事実施における課題の解決、変更の取り扱いの決定

メンバー

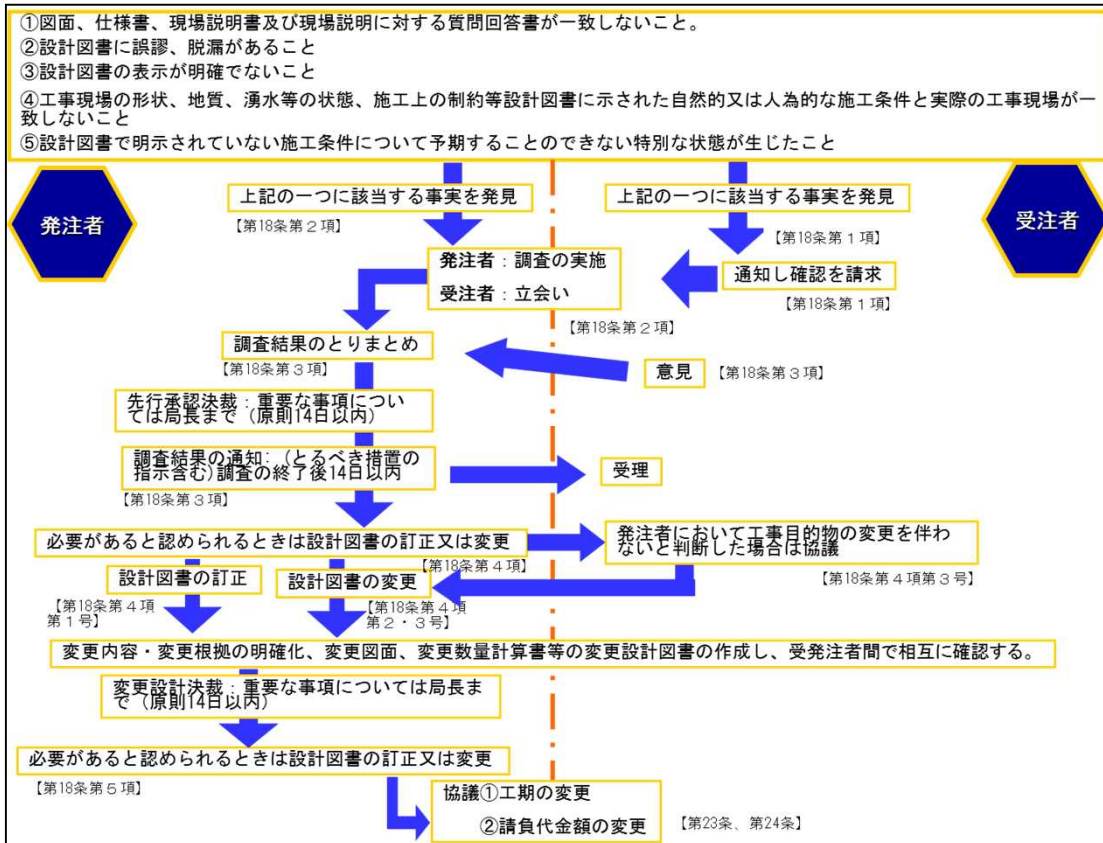
発注者：副所長又は事務所官クラス、発注担当課長・係長・担当者、監督職員等

受注者：現場代理人、監理(主任)技術者等、専任補助者等

検討事項

- 1) 現地条件・施工条件と設計図書の不一致等による変更処理
- 2) 受発注者間で設計変更の内容に大きな乖離が生じている課題について解決
- 3) その他、受注者の申し出による課題の解決

設計変更手続きフロー(ガイドライン(案)より)



「土木工事設計変更ガイドライン(案)」事例集

「土木工事設計変更ガイドライン(案)」の理解を深めるために平成22年3月に官民協働で作成。北陸管内の工事において、「変更となった事例」及び「変更とならなかった事例」を掲載。

平成24年2月改定

北陸地整HPから全事例ダウンロードできる http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/h2402_4tenset-henkou_jirei.pdf

(問い合わせ先 北陸地方整備局 企画部 技術管理課 TEL:025-280-8880)